

いわみ生活応援クーポン2026取扱事務説明資料

令和8年1月
岩美町商工観光課

【クーポンの概要】

○クーポン名称

いわみ生活応援クーポン2026

○発行総額

約1億600万円（町民一人当たり1万円×約10,600人）

○発行金額

10,000円／人（クーポン券500円×10枚×2冊）

○配布時期

令和8年2月中旬から配布開始

（令和8年7月末までに出生された方は、届出時等に配布）

○配布方法

郵送（対面受取り）

○クーポン使用期間

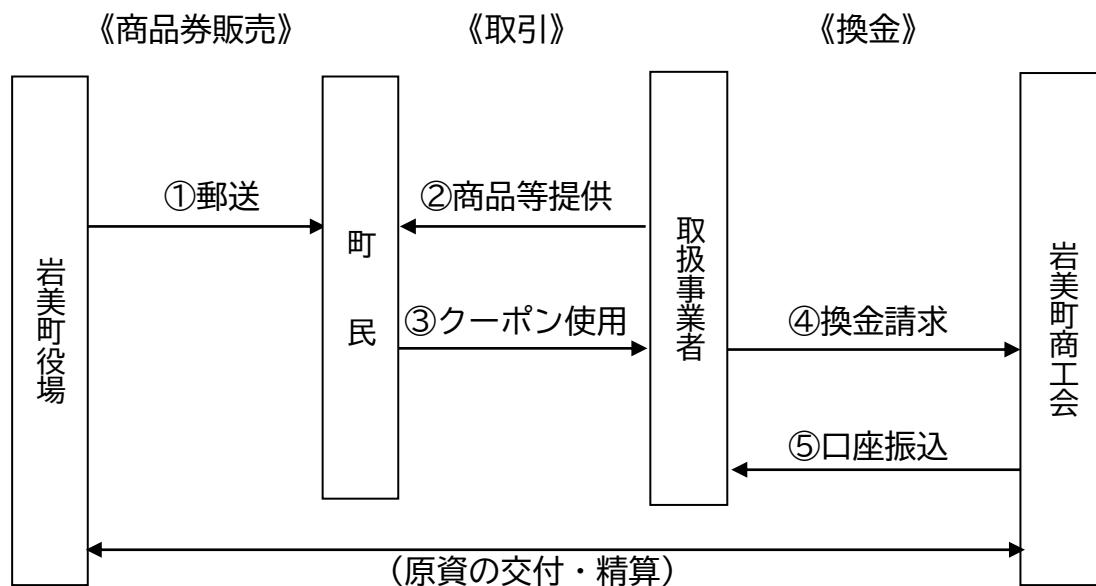
到着から8月31日（月）まで（約6か月間）

○クーポンで取扱いのできない取引等

取扱いできない商品（品目）等	具 体 例
1 直接消費喚起に該当しないもの	出資や債券の支払い、有価証券の購入 仕入れ等の事業資金
2 商品券発行消費拡大につながりにくいもの	ビール券、酒券、商品券、図書券、 旅行券、プリペイドカード等
3 換金性があり、また、広域的に流通しうるもの	切手、官製はがき、小為替、印紙、 証紙等
4 賭博性の高いもの	宝くじ、馬券、舟券等
5 国、地方公共団体等への支払いに関するもの	税金、公営住宅家賃、上水道・下水道料 金、保育料、その他手数料、使用料、医 療費等

【クーポンの取扱い】

1. クーポンの配布から換金までの主な流れ



2. クーポン取扱いに当たっての留意事項

- ① ポスター及び取扱店証は、町民にわかるよう見やすい場所へ掲示してください。
- ② 見本と照合して、本物のクーポン券で間違いないか確認をしてください。
- ③ 偽造が疑われるクーポン券、あるいは大量に持ち込まれるなど不正に使用されていることが疑われる商品券は、受取りを拒否し、すみやかに役場商工観光課(73-1416)へ連絡してください。
- ④ クーポン券の使用（取引）期間は、2月中旬から8月31日（月）までです。
- ⑤ 取扱事業者登録証明書の第三者への譲渡やクーポンの交換、譲渡又は売買はできません。
- ⑥ 取引の際は、つり銭は出せません。
- ⑦ 業者間での取引に、商品券は使用できません。
- ⑧ 商品券に一部切り取りや、裏面にすでに取引された他の取扱事業者名等の記載がないことを確認してください。
- ⑨ 取引で受領した商品券は、裏面の受領店印欄に事業者名等を記載（または押印）してください。

3. 換金について

- ① 換金請求は、「岩美町商工会」で行ってください。
所在地：岩美町浦富 1031-23
- ② 受付時間は、毎週月曜・水曜・金曜（祝祭日は除く。）の10時～15時です。
準備等がありますので、必ず上記の曜日・時間帯にお願いします。
- ③ 換金時に持参するもの
 - ・取扱事業者登録証明書
 - ・いわみ生活応援クーポン換金請求書（別紙様式第4号）
 - ・使用済クーポン（裏面に事業者名の記載のもの）
- ④ 換金期間は、令和8年3月2日（月）～9月30日（水）です。
- ⑤ 支払いは指定口座への振込みとなります。
請求書を受理してから1週間程度で、ご指定の口座へ岩美町商工会から振り込まれます。
※現金による換金はできません。
- ⑥ 換金請求書の様式は、町ホームページからダウンロードいただけます。

[URL] <https://www.iwami.gr.jp/item/11737.htm>



【お問い合わせ先】

○クーポン事業全般のこと
岩美町役場商工観光課
所在地：岩美町浦富 675-1
電話：0857-73-1416
FAX：0857-73-1524
メール：syoukou@iwami.gr.jp

○換金処理に関するこ

岩美町商工会
所在地：岩美町浦富 1031-23
電話：0857-72-0588
FAX：0857-72-0539
メール：iwami-sci@tori-skr.jp

様式第4号（第8条関係）

いわみ生活応援クーポン換金請求書

岩美町長様
(換金事務代行機関：岩美町商工会)

一金 円

これは、いわみ生活応援クーポン2026代金として上記金額を請求します。

【摘要 500円券× 枚分】

年 月 日

住 所

事 業 所

代表者名

(登録番号)

【振込先口座】

金融機関										
支店名										
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号							
フリガナ										
口座名義										